

# 「とくしま『働き方改革』推進宣言」を採択・公表しました！

徳島県における働き方改革の推進について協議する徳島雇用政策協議会※（座長 徳島労働局長 鈴木 麻里子）は、平成30年10月31日に「平成30年度第2回徳島雇用政策協議会」を開催し、「とくしま『働き方改革』推進宣言」を採択しました。

また11月13日に徳島市のパークウエスタンにおいて開催された『働き方改革』スタートアップシンポジウム（共催：徳島県、徳島労働局）において、協議会の構成団体（メンバー）が一堂に会し、公表セレモニーが行われました。

この宣言は、徳島労働局、徳島県を含む行政機関、経済団体、労働団体及び関係団体を構成員とする「徳島雇用政策協議会」が、県内の企業に対し、平成31年4月1日に始まる「働き方改革関連法」の施行を契機に、魅力ある職場環境づくりを推進し、特に中小企業の雇用環境・生産性の向上につながる「働き方改革」推進のために、連携・協力していくことを表明したものです。



## 【宣言団体】

徳島県経営者協会、徳島県商工会議所連合会、徳島県商工会連合会、徳島県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会徳島県連合会、一般社団法人徳島県銀行協会、公益財団法人とくしま産業振興機構、徳島県社会保険労務士会、四国経済産業局、徳島県、徳島労働局、四国税理士会徳島県支部連合会

## とくしま「働き方改革」推進宣言

急速な少子高齢化・人口減少が進む中、これらを克服し、徳島が活気に溢れ、すべての県民が活躍することができる社会を実現、そして誰もが、仕事に誇りを持ち、働くことに魅力を感じられる働きやすい職場環境を作ることが重要な課題となっています。

そのためには、労働者一人ひとりが事情に合わせた多様な働き方を選択できる「働き方改革」を推進していくことが必要です。この推進により、人材を育成し、その定着を図るとともに企業の生産性の向上を図ることが地域の活性化につながります。

私たちは、これらの認識を共有し、「働き方改革」推進のために次のことを協力して実施していくことを宣言します。

- 「働き方改革」に関する情報を各団体（機関）の活動を通じて県内企業へ発信します。
- 各団体（機関）は、その強みを活かし、県内企業、特に中小企業の雇用環境の向上に努めます。
- 各団体（機関）は、相互に連携し、徳島ならではの創意工夫とチャレンジ精神を発揮し「働き方改革」を推進します。

平成30年11月13日

※徳島雇用政策協議会・・・本年7月6日の「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下、「改正法」という）公布に伴い設置された協議会。

改正法の一部、「雇用対策法」が、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改められ、同法第10条の3に「国は、労働時間の短縮その他の労働条件の改善、多様な就業形態の普及、雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれた待遇の確保その他の基本方針において定められた施策の実施に関し、中小企業における取組が円滑に進むよう、地方公共団体、中小企業者を構成員とする団体その他の事業主団体、労働者団体その他の関係者により構成される協議会の設置その他のこれらの者の間の連携体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。」と規定された。